



行政の焦点

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

を実施しています。

令和6年の速報値では、死亡を含む休業4日以上の死傷者数は1195人、うち死亡者数は30人となっています。職場における熱中症による死亡災害の傾向として、

▽死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生

る割合がほかの災害の約5～6倍

▽死亡者の約7割は屋外

STOP!

熱中症

作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

▽ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

こうした状況を踏まえて、厚生労働省において、熱中症対策に関する有識者ヒヤリングを実施し、その結果（総論）は、次のとおりとなっております。

○「熱中症基本対策要

綱」等に盛り込んでいる事項は、現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当

○熱中症を重篤化させないためには、次の2点が重要。

①可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること

②異常が認められる者

に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇（ちゅうちう）ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること

○熱中症を重篤化させないためには、各現場において「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①②の具体的な実施方法をわかりやすい形

で管理者・作業者が共有することが重要。

当該ヒヤリング結果を踏まえ、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、次の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付ける方向で労働安全衛生規則が改正となりました。

1、熱中症のおそれがある労働者を早期に見ることができるよう「熱中症の自覚症状がある労働者」「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に周知すること

2、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合には迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

①事業場における緊急

連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること

以上の内容について、厚生労働省の労働政策審議会の分科会は令和7年3月12日、熱中症対策を罰則付きで事業者が義務付ける省令案要綱を了承し、令和7年4月上旬に労働安全衛生規則を改正、令和7年6月1日から施行されました。

皆様の事業場ごとにおける熱中症リスクを改めて再確認いただき、法改正に即した対応をしていただきますよう、お願いいたします。

※本誌18ページ【熱中症対策義務化対応総合支援事業】「熱中症対策義務化と企業の対策(1)」も併せてご覧ください。